

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会（第 20 回）  
議事要旨

1 日時

平成 24 年 2 月 3 日（金）17 時 00 分～18 時 00 分

2 場所

総務省 第 4 特別会議室（8 階）

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、富永 昌彦（主査代理）、浅見 洋、尾形 わかは、近藤 寛人、清水 博、持摩 裕之、矢入 郁子、矢守 恭子、渡辺 武経

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

原口 電気通信事業部長、野崎 電気通信技術システム課長、山路 安全・信頼性対策室長、根本 課長補佐、服部 企画係長

4 議事

審議に先立ち、前回の委員会の議事要旨（案）について、意見等がある場合には 2 月 10 日（金）までに事務局へ連絡をしていただくよう説明があった。

（1）IP ネットワーク設備委員会報告（案）について

■事務局より、資料 20-1 に基づき、「IP ネットワーク設備委員会報告（案）—電気通信設備の安全・信頼性対策に関する事項—」に寄せられたご意見及び意見に対する IP ネットワーク設備委員会の考え方（案）について説明があり、以下の質疑応答があった。

（中継伝送路切断等に係る意見のうち、NTT 東日本からの意見について）

○ NTT 東日本から修正意見があった報告（案）の 27 ページの地理的分散については、枠内で「地理的分散を図ること」と言い切る形になっており、「基幹的な電気通信設備」の定義にもよるが、事業者ごとに状況が異なるにもかかわらず限定しすぎているのではないか。25 ページの伝送路の複数経路化については地理的に複数の経路を設置することが困難な場合を除いているが、なぜ地理的分散には例外がないのか。

→複数経路化についてはこれまで努力義務であったが、枠内の前段の説明に記載しているように、今回、「複数経路化を徹底し、冗長性を確保することが必要である」として義務化することから、除外する場合を枠内の基本的な対策の方針に明記している。他方、地理的分散については、「地理的分散を図ることが望まれる」ということであるため、基本的な対策の方針としてはそのまま記載している。省令等については、このような趣旨を踏まえて規定を整備していく予定。

→枠内の記載だけ読むと分かりにくいのではないか。

→報告では取り組むべき基本的な方向性を枠内に簡潔に表現することとしている。ここに「地域的事情に配慮して」などの勘案事項を入れると方向性が分か

りにくくなってしまう。省令等の改正を行う際には、枠内だけでなくその前段の考え方についても当然考慮することとしている。

→わかりやすさとしては、枠内だけで要点が読めた方がよい。枠内だけを見ると複数経路化には例外があり、地理的分散には例外がなく、後者の方が厳しいように読み取られてしまう。

→複数経路化は線概念であり、地理的分散は点概念であることを考えれば自ずと違うのではないか。現在の書きぶりはほぼバランスが取れていると考える。

○実際には事業者の規模や設備の内容等で地理的分散の対象となるかどうかが変わるのか。

→「広域にわたり重大な支障を及ぼすおそれのある設備」を対象としているので、ごく狭いエリアでサービスを提供している事業者は自ずと対象から外れると想定している。

○将来的には地理的分散に取って代わる手法が出てくるかもしれないが、現時点で何かあるかと考えるとあまり出てこないのではないかと。一箇所に置かれていると建物をいくら堅牢なものとしても、出入口で切れてしまえば意味がない。また、災害対策だけではなく、例えばテロにより建物が狙いうちされる場合の対策等についても考えなくてはならない。

→修正意見のとおり地理的分散という言葉が消すと、ご指摘のとおり何をやるのかわからなくなるので、この言葉自体は残すべきである。

(中継伝送路切断等に係る意見のうち、ケイ・オプティコムからの意見について)

○ケイ・オプティコムから意見のあった地域事情や経済性等への総合的な勘案の追加についても、先ほどの議論と同様、省令改正は枠内だけでなく前段の考え方も踏まえて検討されるということで、そのままということによいか。

→(異議なし)

議論の結果、本日の議論の内容を記録として残すことを前提として、IP ネットワーク設備委員会報告(案)、「IP ネットワーク設備委員会報告(案)」に寄せられた御意見及び IP ネットワーク設備委員会の考え方(案)とともに案のまま承認された。

## ■その他

事務局より、2月17日に予定されている情報通信審議会 技術分科会にて本委員会報告を行う旨の説明があった。